

仙台市地域防災計画

【原子力災害対策編】

暫定計画案の概要

資料4-2 もあわせてご覧ください

平成25年3月19日

計画の構成

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置づけ
第2節 計画の基本方針
第3節 計画の管理
第4節 計画の構成

第5節 仙台市の概況と災害想定
第6節 各主体の役割と業務大綱
第7節 市の活動体制

第2章 9つの施策パッケージ

第1節 情報収集と連絡体制
第2節 市からの情報発信
第3節 環境モニタリング
第4節 退避・避難・避難受入れ
第5節 被ばく対策

第6節 飲食物の安全確保
第7節 除染
第8節 資材調達・備蓄・ロジスティックス
第9節 知識普及・啓発, 防災訓練

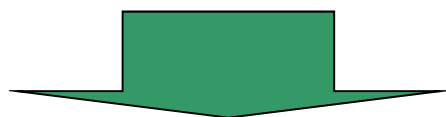
用語集

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置づけ

【目的】

- 原子力施設の事故は、影響が広域に及ぶ可能性



- 原子力災害からの市民等の安全・安心の確保が目的

【位置づけ】

- 市独自で検討可能な事項を先行して策定した暫定計画
- 国や県の防災計画等の見直しを踏まえて本計画を策定

第2節 計画の基本方針

1. 計画の対象者について

【方針1】

- 仙台市民, 来訪者, 他市町からの避難者の安全・安心を確保

2. 計画の優先事項について

【方針2】

- 市民等の健康に直結する対策を優先的に整備

【方針3】

- 県, 原子力事業者, 報道機関等との災害に強い多重化された連絡体制の構築
- 市民等に対する迅速・確実な情報伝達の実現

3. 対応体制について

【方針4】

- 国等の定める基準値，規制値等を判断基準

【方針5】

- 原子力施設の緊急事態区分に応じた体制の構築と各種対策

【方針6】

- 緊急時に迅速，適切に対処するための平時の準備・対策

4. 想定事象について

【方針7】

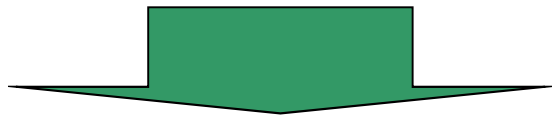
- 女川原子力発電所の事故を想定
- その他の原子力施設の事故にも対応

【方針8】

- 原子力施設の単体事故，自然災害等との複合事故を想定

第3節 計画の管理

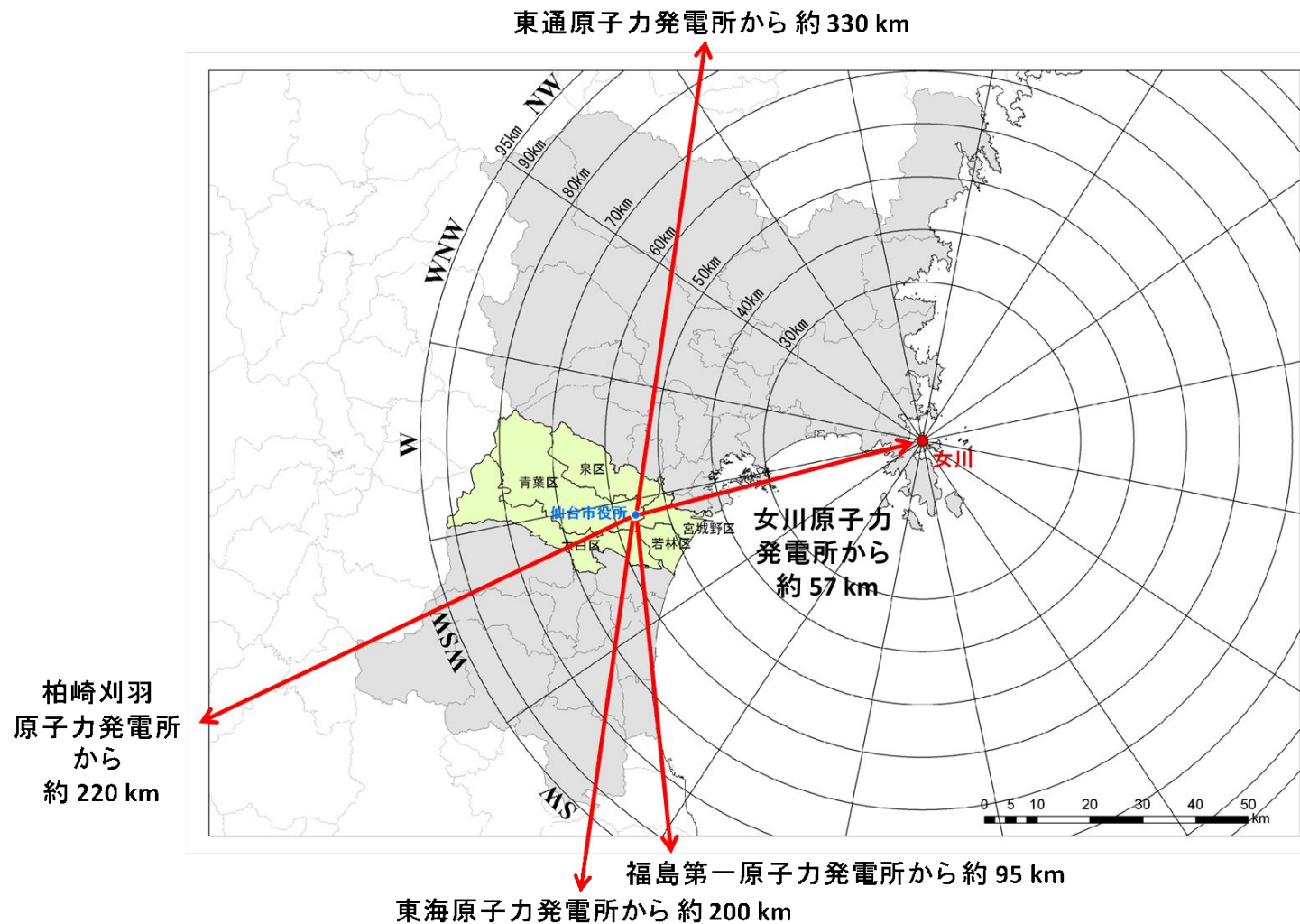
- 国，県等の指針や計画の見直し
- 防災対策に関する研究等の知見，教育・訓練等の結果



- 適宜必要な見直しを実施

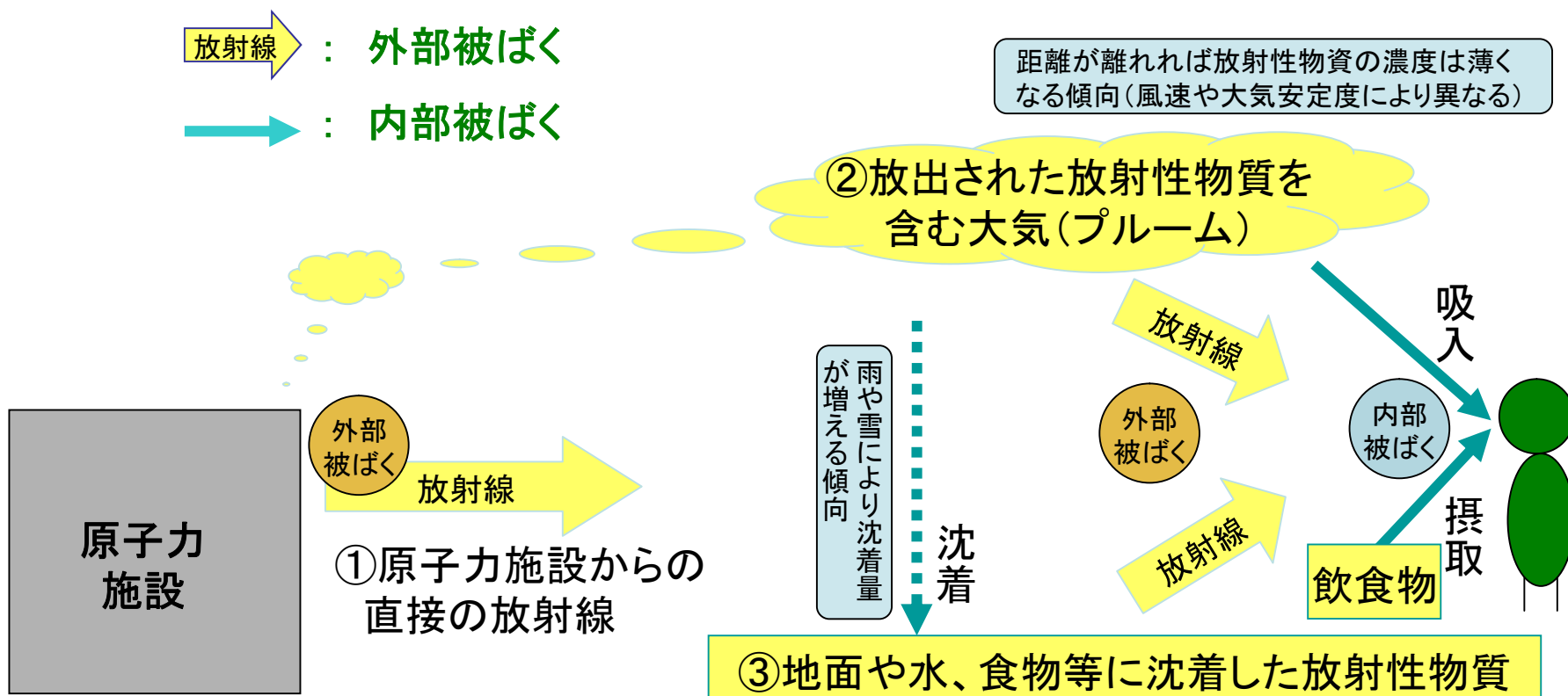
第5節 仙台市の概況と災害想定

● 原子力施設からの距離



● 原子力施設からの被ばくの経路

- ① 原子力施設からの直接の放射線（施設の周辺のみへ影響）
- ② 放出された放射性物質を含む大気（プルーム）
- ③ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

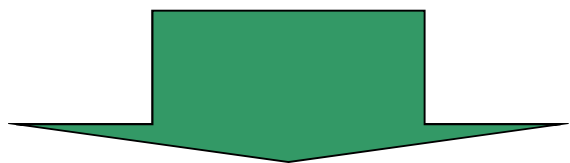


●本市が想定する災害と対応

- ◆本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはない
- ◆屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる可能性はある
 - 自宅等に退避し、災害情報に注意して対応
- ◆事故の規模や気象条件によっては計画的な避難や除染が必要
- ◆避難等の防護対策実施時の混乱や風評被害などの社会的混乱への対応が必要

◆福島第一原発の事故に関する調査・研究の進展

◆新たなリスクの高まり



➤ 災害想定の見直し

➤ それに対応した対策の見直し

第6節 各主体の役割と業務大綱

- 当面は仙台市地域防災計画(共通編)を準用
- 原子力災害の特殊性に鑑み、今後関係機関と
調整

第7節 市の活動体制

表1.7-1 原子力施設の緊急事態区分と組織体制

原子力施設の 緊急事態区分	組織体制
レベル1) 警戒事態	情報連絡体制の強化
レベル2) 施設敷地緊急事態	災害警戒本部体制
レベル3) 全面緊急事態	災害対策本部体制

第2章 9つの施策パッケージ

9つの施策パッケージ

平時の備え

事故発生後の対応

第1節 情報収集と連絡体制

第2節 市からの情報発信

第3節 環境モニタリング

第4節 退避・避難・避難受入れ

第5節 被ばく対策

第6節 飲食物の安全確保

第7節 除染

第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス

第9節 知識普及・啓発, 防災訓練

第1節 情報収集と連絡体制

- 災害に強い多重化された情報収集体制を整備
 - 市と関係機関相互の連携体制の確保など
- 活動に必要な情報の分析整理
 - 情報分析の人材育成, 専門家の活用体制の整備
 - 防災対策上必要とされる資料の整備 など

第2節 市からの情報発信

- 市民等, 関係機関への情報伝達体制の整備

- 一元化された情報を対象者ごとに適切な方法により
伝達

- 情報項目の整理

- 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備

- 風評被害対策の整備

第3節 環境モニタリング

●市の環境モニタリング体制の整備

- 平常時及び緊急時，復旧時の環境モニタリング体制
- モニタリングポスト等設備・機器の整備

●モニタリング結果の提供に関する協力体制の整備

- モニタリング関係機関からの結果の取得

第4節 退避・避難・避難受入れ

● 市民・来訪者の退避・避難

- 市民・来訪者の避難収容活動体制の整備
- 屋内退避・避難等の実施に必要な事項の整理
- 災害時要援護者等の避難誘導時要援護者等の避難

● 他市町からの避難の受入れ

- 受入れ体制の整備
- 一次避難者のための避難施設リストの整備

● 災害地域住民等に係る記録, 影響被害状況調査

第5節 被ばく対策

- 県内全域での連携による対策が必要
- 次の項目の検討に際して、国の指針を踏まえ、
県と調整
 - 安定ヨウ素剤の配備、運用
 - スクリーニング等の被ばく対策の実施体制
 - 医療機関における検査・被ばく医療体制
 - 汚染状況に応じた健康調査

第6節 飲食物の安全確保

- 飲食物の出荷制限, 摂取制限に関する体制の整備

- 環境モニタリング結果等の国への情報提供

- ➡ 国による迅速, 円滑な出荷制限, 摂取制限

第7節 除染

- 除染マニュアルの整備

- 除染活動の要点等を定めた除染マニュアルの整備

- 市民への周知

- 除染体制の整備

- 除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備

第8節 資材調達・備蓄・ロジスティックス

● 資機材の配備

- 安定ヨウ素剤(今後の課題)
- スクリーニング用機材
- 防護・除染対策実施用備品
- 防災業務に従事する職員等の安全確保のための
資機材

● 資機材・人材輸送体制の整備

第9節 知識普及・啓発，防災訓練

●市民等に対する知識普及・啓発

- 市政だよりや市ホームページ，市民向けパンフレットなど，多様な伝達手法の検討

●防護・除染等対策要員の育成

- 研修の実施，他機関が行う研修の活用

●情報伝達・防災対策の実践的訓練

- 実践的な訓練の工夫と事後評価